

令和7年度 松江市立認定こども園（幼稚園機能） 入園のてびき

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

◆令和7年度入園申込受付期間

入園希望月	受付期間
令和7年4月からの入園	令和6年11月18日（月）～12月25日（水） 土曜日・日曜日を除きます。
上記受付期間以降の申込み 又は 令和7年度の途中からの入園	随時 希望する認定こども園が定員を満たしておらず、 該当クラスが受け入れできる場合に限りです。

◆入園の条件

- ① 松江市民であること（転入予定の場合、入所月の1日に住民票が松江市にあること）。
- ② 教育・保育給付認定を受けていること（願書と一緒に認定申請を提出してください）。
- ③ 生年月日が以下の表に該当すること。

クラス	生年月日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ

◆入園申込書類提出先

入園を希望する認定こども園に直接提出してください。

◆注意事項

認可保育所又は認定こども園（保育所機能）に入所申込みする幼児は出願できません。原則として**保育必要事由を有している場合には保育所等をお申し込みください。**

他の松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園を併願することはできません。併願していることが判明した場合は、併願した全ての出願を却下します。

ただし、島根大学教育学部附属幼稚園、私立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園機能）と併願することは可能です。

入園を辞退する場合は、速やかに認定こども園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

◆教育時間

【登園時間】 8時30分

【降園時間】 14時00分

14時00分以降は預かり保育を実施しています

・園の行事等により、教育時間が午前中のみの日もあります。

8:30	14:00	16:30	18:00
教育時間		預かり保育	延長保育※

※認定こども園化の経過措置として令和8年3月末まで預かり保育の後に延長保育を実施しています。

◆休業期間

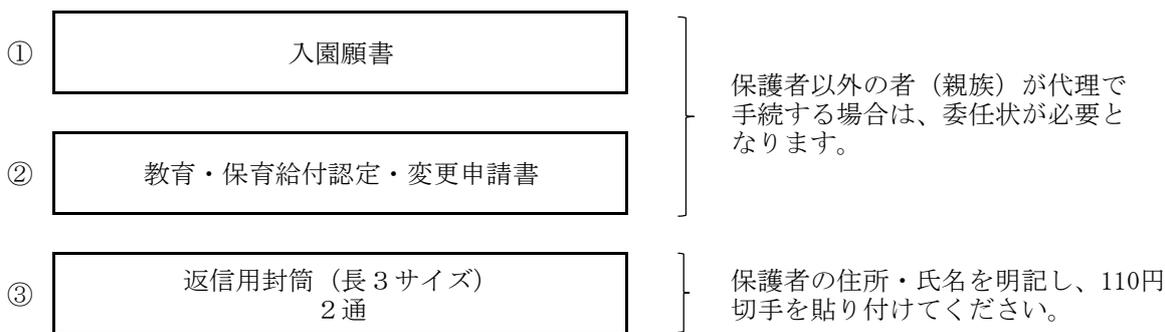
土曜日、日曜日、祝日法による休日
 夏季休業、冬季休業、学年始休業、学年末休業
 上記休業日以外にも、臨時に休園する場合があります。

◆申込から入園までの流れ

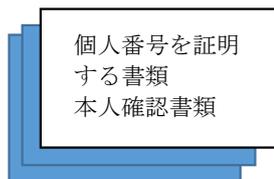
(1)入園願書等の提出

【提出書類】

入園願書等は各園のほか松江市役所保育所幼稚園課④番窓口で配布しています。



★園へ持参していただくもの



個人番号を証明
する書類
本人確認書類

個人番号を証明する書類は、
父母及び入園を希望する幼児分を持参してください。
 例) 個人番号カード、個人番号の記載された住民票など

入園受付時に園にて申請者の本人確認をします。

(2)入園を希望する幼児の抽選

入園を希望する幼児が定員を超えた場合は、市が実施する抽選により入園する幼児を決定します。

(3)面接等

認定こども園から連絡をしますので、日時を調整していただき、必ず参加してください。
 無断で欠席した場合は、入園を許可できないことがあります。

(4)入園許可証の交付

面接と健康診断の結果を踏まえ、3月上旬までに入園を決定します。



◆保育料

幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料は無償となります。
 預かり保育料、延長保育料、PTA会費、給食費等は別途かかります。

◆給食費

給食実施	給食費	
	主食費	副食費
月～金	月額1,280円	月額3,600円

※給食費は令和6年度の金額です。給食費の額は変更となる場合があります。
 ※土曜保育利用なしの給食費を適用は希望しない月の前月1日までに申出があった場合に限りです。



◆副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費が負担減免（不徴収）となります。

- ① 生計を一にする兄弟が2人以上いる世帯

※19歳以上又は別居の兄弟がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

- ② 市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯

※令和6年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和6年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和7年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和7年度の税額が分かる資料の提出が必要です。



個人番号を用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。

(必要書類)

該当		提出書類	備考
①	給与所得者の場合	「市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」の写し	6月頃に勤務先から配布されます。
②	自営業等の場合	「市町村民税・都道府県民税納税通知書及び課税明細書」の写し	6月頃に市町村長から送付されます。
③	市町村民税非課税の場合	「市町村民税・都道府県民税非課税証明書」の写し	配偶者の扶養となっている場合なども該当します。
④	①②を紛失した場合	「市町村民税・都道府県民税課税証明書」の写し	住宅取得控除等、控除額の内訳が記載されている必要があります。

※③及び④は1月1日時点で住民票のあった市町村で発行できます。

◆保育所機能と幼稚園機能の違い

項目	保育所機能	幼稚園機能
クラス年齢	0～5歳児	3～5歳児
教育・保育給付認定	2号認定（満3歳以上） 3号認定（0～2歳）	1号認定
保育を必要とする事由	必要	不要 ※施設等利用給付2号認定を受ける場合は必要
保育料	認可保育所と同様の保育料	幼稚園と同様に幼児教育・保育の無償化により教育時間に係る保育料が無償 ※預かり保育料については、施設等利用給付2号認定を受けることにより無償化

◆預かり保育事業

教育時間後又は長期休業中に月単位で園児を預かります。

対象児童	幼稚園機能を利用する園児
実施日	月～金曜日
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日法による休日、年度始め(4月1～3日)、盆(8月13～15日) 年末年始(12月29～31日、1月1～3日)、年度末(3月30～31日)
保育時間	平時の月～金曜日 14:00～16:30 長期休業中 8:30～16:30
預かり保育料	日額270円（利用実績に応じて在籍園で徴収します。） ※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯向けの減免制度あり
申込方法	預かり保育利用申込書を在籍園へ提出してください。 利用する月の前月末日までに申込をしてください。



◆施設等利用給付認定

保育の必要性がある場合は、在籍園の預かり保育料が無償化されます。
 詳細は面接時に配布する『施設等利用給付認定申請の案内』を御覧ください。

◆延長保育事業

預かり保育の時間を超えて保育をします。生活保護世帯は無料です。
 実施時間、料金は以下のとおりです。

実施時間	16:30～17:00	17:00～18:00
低所得世帯	10円	20円
その他の世帯	30円	60円

長期休業中に利用希望の方は、事前に在籍園にご連絡ください。
延長保育は、令和8年3月までの経過措置です。

◆通園バス

しんじ幼保園のみ通園バスを運行しています。
月額2,500円（兄弟姉妹で利用する場合は2人目以降1,500円）



◆問い合わせ先

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係 電話：（0852）55-5312